

いつもお世話になっております。事務所だよりの12月号をお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

今回は、節税商品その1 **小規模企業共済**について考えてみます

節税商品といえば、本来納める税金を安くするもの。つまりお金を払って経費を作り、税金を安くするものだと思います。

これらの中には、生命保険・損害保険を利用したものや、リース契約を利用したもの等があり、大きな節税効果を持ったものもたくさんあります。しかし、リスクも大きく、元本割れ(払ったお金が少なくしか戻ってこない)や、税制改正により突然経費にならなくなってしまったりといった問題が起こりがちです。

当事務所がお勧めできる、いまのところ安全な節税商品?は、次の2つです。

(小規模企業共済 と 中小企業倒産防止共済です)

このうち今回は、**小規模企業共済**についてみてみます。

1. 制度の概要

- 1) 会社の役員と個人事業主の方が入れる退職金制度です。
- 2) 国が全額出資している独立行政法人である中小企業基盤整備機構が運営しています。
- 3) 掛け金の全額が所得控除になります

2. 掛け金

月額1,000円~70,000円の範囲で500円きざみで設定することができます。半年払いや年払いにすることもできます。資金が必要なときには、掛け金残高に応じて借入れをすることもできます。

3. 共済金の受取額(平成19年11月現在)

毎月2万円づつ20年間かけた場合

2万円×12ヶ月×20年=480万円になります、この場合の受取額は下記のようになります。

共済金A (事業廃止等) 5,572,800円

共済金B (老齢給付等) 5,317,600円

4. 節税効果

極めて節税効果の高いものです。

個人所得に対する税率は、所得税・住民税を合わせて最低15%(課税所得195万円以下)から最高50%(同1,800万円超)まで、所得に応じた段階税率となっています。したがって、所得の高い人ほど節税効果も高いわけです。

ちなみに、税率50%の人が年間掛け金の上限である84万円を掛けた場合には、節税額は、最高で所得税と住民税合わせて42万円、節税利回りで考えたら、なんと利回り50%という大変な高利回りとなります。

5. 注意点

加入後 **12ヶ月未満に共済事由が生じた場合や解約した場合**には全額が掛け捨てになってしまう

掛金納付月数12ヶ月以上84ヶ月未満で**解約**した場合には、掛け金の80%、240ヶ月で100%になりますが、それまでの解約は、段階的に元本割れが生じます。

基本的には、解約せず本来の趣旨の退職金制度として考えたほうがよいと思います。